

京都市立西京高等学校附属中学校における適性をみる検査得点の簡易開示に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「京都市立西京高等学校附属中学校入学者募集要項」に定められた受検者の適性をみる検査の得点の簡易開示を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(簡易開示を行う情報の範囲)

第2条 簡易開示を行う情報は、「京都市立西京高等学校附属中学校入学者募集要項」に基づいて実施される適性をみる検査を受けた者の検査ごとの得点とする。

(請求の受付場所及び開示の実施場所)

第3条 請求の受付場所及び簡易開示の実施場所は、京都市立西京高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）であって、附属中学校の校長が指定する場所とする。

2 電話、郵便、電子メール等の通信手段による請求については受け付けないものとする。

(実施期間)

第4条 簡易開示を行う期間は、合格発表日（発表当日を含む。）から起算して、1箇月とする。ただし、次の日を除くものとする。

- (1) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 教育委員会の承認を経て附属中学校長が別に定める日

(簡易開示請求を行うことができる者)

第5条 簡易開示を請求できる者（以下「請求者」という。）は、次のいずれかのものとする。

- (1) 受検者本人
- (2) 受検者の法定代理人（親権者等）

(簡易開示の請求手続)

第6条 請求者が前条の(1)に該当する場合は、受検票及び本人であることが確認できる書類を提示すること。

2 請求者が前条第2号に該当する場合は、前項で定められた書類に加え、運転免許証等法定代理人本人を確認できる書類及び住民票の写し等受検者の法定代理人であることが確認できる書類を提示すること。

(簡易開示の処理)

第7条 前条に基づく請求手続が行われた場合、附属中学校長は「個人情報簡易開示処理表(様式1)」に必要事項を記載し、確認のうえ、第2条に定められた情報を請求者に対し、閲覧の方法により開示するものとする。

(教育委員会への報告)

第8条 附属中学校の校長は、この要綱に基づく簡易開示を実施した場合、簡易開示期間の最後の日の翌月5日までに「簡易開示実施報告書(様式2)」を教育委員会事務局指導部学校指導課長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成24年7月31日教育長決定)

簡易開示実施報告書

平成 年 月 日

学校指導課長 様

学校名 _____

校長: _____

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

開示した個人情報の内容	京都市立西京高等学校附属中学校入学考査における適性をみる検査
開示した個人情報の種類	各検査別得点
開示期間	年 月 日 ~ 年 月 日
開示した場所	
開示した件数	件
備考	